

## 「いまばり・はかた海の駅」のご使用について

- 1 係留する場合は、事前に電話連絡等による使用許可申請が必要となります。
  - \* 原則入港日の10日前までに申請してください。
  - \* 使用できる船舶は、市外船籍のクルージングによる観光又は休憩を主目的としたプレジャーボート(漁船タイプを除く)とする。ただし、災害等特別な事情がある場合に限り、市内船籍の船舶の使用を認める場合あり。
- 2 ビジターバース数は1隻で、係留可能船舶は24メートルまでです。
- 3 使用料は、下記のとおりです。
  - ① 係船料 **係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに2.1円**
  - ② 利用料 **1日につき500円(1日の基準は午前0時)**
  - \* 使用料の支払は、開庁時間内に今治市伯方支所住民サービス課までお越しください。
  - \* 都合により出港日時が早くなっても、利用料金の還付には応じられません。
- 4 使用期間は、原則3日以内です。
- 5 係留場所は、**枝越港浮棧橋の海から見て右側**です。
- 6 係留方法は、入船による左舷づけとし、係留船舶へのロングサイドは認められません。
- 7 先に使用している船舶がある場合は、係留できないこともありますのでご了承ください。
- 8 他の船舶の航行もありますので、入出港の際は十分注意してください。
- 9 港内で発生した事故、トラブル、損害等の諸問題については、全て自己の責任において処理することとし、管理者は一切の責任を負いません。
- 10 その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

### 申請手続きの流れ

#### 【基本】

- ① 事前の連絡 ⇒ ② 使用申請書の提出 ⇒ ③ 入港・使用許可・係留 ⇒  
④ 使用料の支払 ⇒ ⑤ 出港

#### 【急を要する場合】

- ① 事前の連絡 ⇒ ② 入港・係留 ⇒ ③ 使用申請書の提出・使用許可 ⇒  
④ 使用料の支払 ⇒ ⑤ 出港

### 連絡先(受付時間)

今治市 伯方支所 住民サービス課

TEL 0897-72-1500(平日8:30から17:00まで)

FAX 0897-72-2838

\* 土、日、祝日は閉庁につき受付できません。